

陳情第90号	受理年月日	令和4年4月12日
付託委員会	経済港湾委員会	
件名	国民の祝日海の日を7月20日に固定化する意見書の提出について	
要旨	<p>国民の祝日海の日は、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うことを趣旨として、海の記念日を基に平成7（1995）年に制定され、平成8（1996）年から施行されている。</p> <p>第1回の海の日である平成8（1996）年7月20日は、国連海洋法条約が我が国において発効した日であり、平成19（2007）年7月20日は、海洋基本法が施行され、我が国が新たな海洋立国を目指すことを宣言した日でもある。</p> <p>しかし、平成15（2003）年以降、いわゆるハッピーマンデー制度により、海の日は7月の第3月曜日になり、毎年、日にちが変動する祝日となってしまった。</p> <p>海の日制定趣旨を顧みれば、海を通じて人的・文化的交流を図り、経済活動を行ってきた我が国にとって、7月20日を海の日として国民の認識を得ることは、海洋国家として当然のことと考える。</p> <p>かつて、7月20日から31日までを海の旬間とし、各地方自治体において様々な行事が活発に開催されていたが、ハッピーマンデー化以降は海の旬間が設定できなくなり、地方自治体による行事も活発に開催されているとは言い難い状況となった。</p> <p>海の日が7月20日に固定化されれば、地方自治体が行う年間行事における海の日関連行事の位置づけが明確となり、各種行事が活発に開催され、国民の目が海辺の町、海に関わる産業やそこで働く人たちに向けられ、後継者になろうとする人たちの増加につながるものと期待される。</p> <p>政治・経済、さらには地球環境問題において、今ほど海がクローズアップされている時代はない。我が国が率先して、これらの課題に積極的に問題提起を行う場合、海の日が毎年変わるようでは、諸外国から見て軸の定まらない国として映るに違いない。</p>	

(続 く)

四海を海に囲まれた我が国は海なしでは成り立たず、海と共生している国民と言える。

海の日を7月20日に固定化することにより、国民の一人一人が海をめぐる様々な状況に思いをはせ、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うという海の日趣旨に思いを致す機運を盛り上げることが極めて重要である。

については、地域振興の見地からも、国民の祝日海の日を7月20日に固定化する意見書を内閣総理大臣宛てに提出していただきたい。

(意見書案は別紙のとおり)

別紙（陳情第 90 号）

令和 年 月 日

内閣総理大臣
岸田 文雄 殿

北九州市議会

国民の祝日「海の日」の 7 月 20 日への固定化を求める意見書（案）

国民の祝日「海の日」は、「海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願う」ことを趣旨として平成 7 年に制定され、平成 8 年 7 月 20 日から施行されておりますが、平成 15 年以降いわゆるハッピーマンデー化により 7 月の第 3 月曜日となっております。

わが国と海との歴史的、文化的および経済・社会的な関わりならびに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全および環境保全について思いを馳せる機会とするためにも、「海の日」を当初の 7 月 20 日に固定化することを要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。